防災機能強化のための補助制度

1. 趣旨

学校施設について、発災時における児童生徒等のための応急避難場所とし

2. 対象施設

公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、中等教育学校（後期課程）、高等学校

※中等教育学校（後期課程）、高等学校については「屋外防災施設」のみ対象

3. 算定割合等

算定割合：1／3　　下限額：400万円～上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円）

※自家発電設備に限り、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」
（ただし1校500万円を上限とする）

4. 工事内容

○建築非構造部材の耐震化工事
・天井材等落下防止工事
・設備機器の移動・転倒防止工事　等

○児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事
・避難経路や外階段の設置工事
・転落防止のための柵、手すり等の設置工事　等

○屋外防災施設
・備蓄倉庫、給水槽、防火水槽、井戸、屋外便所　等

○その他防災機能
・避難所指定校への自家発電設備（据え置き式に限る）の整備

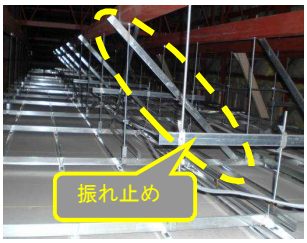

非構造部材の耐震化

避難通路・階段

備蓄倉庫

自家発電機